

感染症危険情報レベル2対象国・地域に指定した国・地域への短期渡航について、令和4年度「国費高校生留学促進事業」において支援の対象とすることをお知らせするものです。

事務連絡
令和4年5月18日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

殿

文部科学省総合教育政策局国際教育課

日本人高校生等の海外留学（短期渡航）等について（周知）

令和3年8月5日付け事務連絡「日本人高校生等の海外留学について（周知）」において、水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域及び感染症危険情報レベル3対象国・地域に指定した国・地域への日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航は控えていただくよう周知をしているところです。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況は依然として警戒が必要な状況が続いていますが、国内のワクチン接種が進捗していることや、感染症の対応策の蓄積等の状況を踏まえ、感染症危険情報レベル2対象国・地域に指定した国・地域への日本への再入国又は帰国を前提とする短期渡航について、生徒の安全確保に万全を期していただくことを前提に、令和4年度「国費高校生留学促進事業」において支援の対象とすることといたしました。

水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域であっても感染症危険情報レベル2対象国・地域であれば支援の対象といたします。

なお、感染症危険情報や治安上の事由から渡航時点で、レベル3以上が適用されている場合は、支援の対象外といたします。

本事務連絡をもって、新型コロナウイルス感染症の影響下における感染症危険情報レベル「レベル2」国・地域への生徒派遣について推奨するものではありません。

高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下、「高等学校等」という。）におかれては、今後国内外の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意し、十分な安全対策を講じた上で御対応くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、各府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握するよう、お願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、義務教育諸学校所管課にも御転送いただき、義務教育諸学校所管課におかれては必要に応じて関係学校等に周知くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 留学に当たっての留意点

- (1) 令和 4 年度「国費高校生留学促進事業」においては、感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航取り止め）に指定した国・地域への渡航の場合も支援の対象といたします。

水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域であっても感染症危険情報レベル 2 対象国・地域であれば支援の対象といたします。

なお、感染症危険情報や治安上の事由から渡航時点で、レベル 3 以上が適用されている場合は、支援の対象外といたします。

- (2) 渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入の徹底等に加え、派遣留学生が高校生であることに鑑み、渡航先で新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応やケア、支援体制、保護者の了解を十分確認するなど、生徒の安全確保に万全を期してください。

- (3) 生徒に対しては、感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航取り止め）の国・地域への留学であることをあらかじめ周知し理解させるようにしてください。

2. 各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ）

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置について、令和 4 年 4 月に変更がありました。

5 月 18 日現在、外務省は、感染症危険情報レベルについて、世界 56 か国・地域に対し、レベル 3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））、レベル 3 の国・地域を除く、全世界に対し、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出しています。レベル 3 の対象国は 162 か国・地域から 56 か国・地域に減少しています。

○各国に対する感染症危険情報の発出（レベルの引下げ及び維持）
（外務省海外安全 HP）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2022T038.html#ad-image-0

各高等学校等においては、海外高校等に在留する生徒等がいる場合には、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、最新情報の収集や感染予防等に万全を期すよう、周知をお願いします。

また、生徒等が一時帰国・帰国する際には、予め入国時の防疫対策等について十分に理解できるよう、求められる水際対策強化措置について、厚生労働省及び外務省の下記ホームページを適宜御確認いただき、対象者への周知並びに必要なサポート等をお願いいたします。

○水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
（厚生労働省 HP ページ下部にリンクあり）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について
（外務省海外安全 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp

【参考資料】

事務連絡
令和3年8月5日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
殿

文部科学省総合教育政策局国際教育課

日本人高校生等の海外留学について（周知）

日本人高校生等の海外渡航については、これまでも、海外への研修旅行等について、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討いただくようお願いしてきたところです。

こうした中、高校生の海外留学関係では、令和3年8月3日付け事務連絡「留学予定者ワクチン接種支援事業における18歳未満の高校生等への対象拡大について」において、「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18歳未満の高校生等を含めることについてお知らせをしたところです。

これらの状況を踏まえ、高校生等の海外留学の実施に当たっての留意点を、下記のとおり整理しておりますので、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下、「高等学校等」という。）におかれては、今後国内外の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意し、十分な安全対策を講じた上で御対応くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、各府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握するよう、お願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校

等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校法人等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課まで御転送くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 留学に当たっての留意点

- (1) 渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入の徹底など、生徒の安全確保に万全を期してください。
- (2) 生徒に対しては、感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航取り止め）やレベル 3（渡航中止勧告）の国・地域への留学であることをあらかじめ周知し理解させるようにしてください。
- (3) 留学を高等学校等の教育課程の一環としている場合であっても、新型コロナウイルス感染症への不安等から留学を希望しない生徒がいる場合は、留学の代替措置を講じるなど、留学しないことが生徒にとって不利な取扱いとならないよう配慮をお願いします。
- (4) 留学に当たっては、生徒のワクチン接種について、可能な範囲での御配慮をお願いします。 既述のとおり、文部科学省では、「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18 歳未満の高校生等を含めることとしましたので、必要に応じて御活用ください。詳細の情報は文部科学省ホームページ等で確認するようお願いいたします。

2. JASSO 奨学金の対象時期・期間

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」においては、生徒の身の安全確保の観点から、外務省が発出する感染症危険情報レベルが 2 以上である国・地域への渡航に対する支援はこれまで見合わせてきたところですが、今般、国内外において、感染症に対する対応策の蓄積等が進捗しつつあることなどを踏まえ、今夏より、留学期間 9 ヶ月以上の海外留学については、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航取りやめ）又は 3（渡航中止勧告）の場合でも、渡航による奨学金の支給を再開することにしております。

具体的には、奨学金支給開始は 8 月からとし、派遣期間 9 ヶ月以上の派遣プログ

ラムを対象とします。その他奨学金等支給に必要な手続については、日本学生支援機構から対象となる高等学校等に御連絡しております。

3. その他

(1) 短期渡航について、水際対策上特に懸念すべき変異株等指定国・地域に指定した国・地域及び感染症危険情報レベル3対象国・地域に指定した国・地域については、当分の間、中止するよう強く要請されていますので、日本への再入国又は帰国を前提とするこれらの国への短期渡航は控えてください。これらの国々の状況は日々変化するため、最新情報を確認してください。

(2) 留学予定者ワクチン接種支援事業に関する内容、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況については、以下のとおり、文部科学省及び外務省並びに厚生労働省ホームページにおいて情報提供を行っていますので御活用ください。

<関連ウェブサイト>

- 留学予定者ワクチン接種支援事業について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01534.html
- 海外安全ホームページ（外務省ホームページ）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置（外務省ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- 水際対策の抜本的強化に関する Q&A（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigy_ou_00001.html

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp